

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、和歌山市教育委員会から行政監査の結果報告に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成20年2月25日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同 上	田上武
同 上	森田昌伸
同 上	中橋龍太郎

行政監査結果に基づく措置の通知に係る公表

平成20年2月25日

和歌山市監査委員

平成18年度 行政監査結果に基づく措置状況

監査テーマ：和歌山市民図書館の管理運営及び利用状況について

監査結果	措置の内容及び状況 (平成19年12月31日現在)	担当局 部課等名
<p>1 施設の管理について</p> <p>(1) 安全管理について</p> <p>ア 施設の安全管理については、「自衛消防隊各班行動マニュアル」を作成するなどの対策を講じているが、定期的に防災訓練を実施するなど、より一層安全性確保に努められたい。</p>	<p>平成20年2月に防災訓練を実施します。その後も、定期的を実施します。 [措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>イ 施設の耐震性について、昭和56年の建築基準法施行令改正に伴い耐震設計基準が見直されたが、この新基準に基づいた設計でないため、耐震診断及び耐震補強については、建物の老朽化が進んでいる状況も考慮し、その実施を早急に検討されたい。</p>	<p>平成20年度以降、緊急性のあるものから教育委員会内で順次実施していきます。</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>2 施設の運営について</p> <p>(1) 運営方針と取組について</p> <p>市民図書館において、市民の生涯学習を援助し、読書を通じて生活を豊かにするため運営活動するという基本方針はあるが、この基本方針に対する基本計画等の具体的な計画が策定されていない。 今後は、和歌山市民図書館協議会への諮問等を行い具体的な計画を策定し、より一層合理的な運営に努められたい。</p>	<p>和歌山市民図書館運営基本計画の策定につきましては、平成20年度をめどに和歌山市民図書館協議会への諮問を行うとともに運営委員会等にて検討します。これに基づいて年度ごとに運営計画を定め、より一層合理的な運営に努めます。 [措置年度：平成20年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>(2) 職員の配置状況について</p> <p>平成17年4月1日現在では、一般職員24名、非常勤職員1名、賃金支弁職員8名が配置されていたが、平成18年4月1日現在では、一般職員16名、非常勤職員1名、賃金支弁職員20名の配置となっている。 一般職員の削減により人件費の抑制は図られているところであるが、市民へのサービスが低下しないように、より一層職員の資質向上に努められたい。</p>	<p>平成19年度以降も職場研修等を通して職員のスキルアップと創造性や意識の向上を図り、より一層の資質向上に努めます。 [措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>3 資料の拡充整備について</p> <p>(1) 購入と寄贈について</p> <p>図書購入費の増額が見込めない状況であるので、購入については、市民ニーズを的確に把握した上で購入計画を策定されたい。 また、購入が困難な必要性の高い資料については、寄贈を積極的にPRし資料収集に努められたい。</p>	<p>平成18年度実施の利用者アンケートの結果をふまえ、平成19年度資料収集計画を策定しました。 また、資料の寄贈については、多数の複本が必要なベストセラー等の寄贈について積極的にPRすることにより、効率的な資料収集に努めます。 [措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>4 資料の管理について</p> <p>(1) 未返却の対処方法について</p> <p>資料の未返却者に対しては、各地区担当者が督促状を発送し、特に長期に</p>	<p>平成19年度は貸出資料の期限内未返却</p>	<p>教育委員会</p>

<p>わたる未返却者や貸出予約が入ってる資料の未返却者に対しては、電話催告を実施している。また、督促状の不着や電話連絡が取れない場合は、調査を行うなど未返却の解消に努めている。</p> <p>しかしながら、督促状発送件数、電話催告回数等の未返却者への詳細な対応経過については、各地区担当者による把握はされているが、全体的な把握がされていない状況である。</p> <p>資料は市民共有の貴重な財産であるため、早急に未返却状況の適正な把握に努めるとともに、長期にわたる未返却者に対しては、厳正な措置等を検討するなど、より一層未返却の解消に努められたい。</p>	<p>件数、督促葉書発送件数及び未返却者の対応経過を把握します。資料貸出時には期限を守るよう利用者を啓発するとともに、長期延滞者等は直接利用者宅へ訪問するなど、督促の効果を上げ、資料の貸出が円滑に進むよう努めてまいります。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>生涯学習部 市民図書館</p>
<p>(2) 不明資料について</p> <p>蔵書点検の結果、資料の所在が3年にわたり不明となった資料と貸出し後3年にわたり回収不能となった資料は、亡失資料となり除籍される。亡失資料となるまでの資料については、電算システムによりデータ管理されている。</p> <p>亡失資料数は、平成16年度369冊、平成17年度359冊、平成18年度921冊とのことであるが、これらの数値は、新システム移行時に生じた不具合が解消されていない状態で算出されたものである。</p> <p>今後は、適正な管理と不明資料発生抑制に努められたい。</p>	<p>平成19年度は適正なコンピュータシステムによりデータを管理し、不明資料発生抑制に努めてまいります。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>(3) リサイクルフェアについて</p> <p>不要となった資料のうち再利用可能なものについては、市民を対象としたリサイクルフェアにより無償譲渡を実施しているが、今後も広報活動を推進するなど応募者の増加に努め、より一層有効活用を図られたい。</p>	<p>平成19年度は、従来の広報のほかにラジオ（和歌山放送）での広報などを行なった結果、昨年度より応募が増えました。来年度以降も広報方法等を検討し、より多くの市民に活用してもらえよう進めます。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>5 施設の有効利用について</p> <p>(1) 市民図書館3階の利用状況について</p> <p>和歌山市民図書館3階施設利用要綱第5条に規定されている施設には、ホール、ミキシングルーム、研修室（1）、研修室（2）がある。ホール及びミキシングルームについては利用が少なく、2つの研修室については利用されていない状況であるので、今後は、有効利用されるよう検討されたい。</p> <p>また、ホール及びミキシングルームの利用については、同要綱第3条第2項において「利用する日の1ヶ月前から1週間前までの間に館において受付ける。」と規定されているにもかかわらず、要綱に基づかない申請を承認しているものが見受けられたので、今後注意されたい。</p>	<p>市民図書館3階施設の利用については、平成19年度から講演会やおりがみ教室など図書館主催事業を増やすなど有効利用を図っています。</p> <p>利用申請につきましては、利用者サービスの向上を考えた上で申請方法等について検討し、和歌山市民図書館3階施設利用要綱第3条第2項を「前項に規定する申請は、利用する日の1ヶ月前から1週間前までの間に館において受付ける。なお、年間を通して定期的を実施する行事等に利用する場合においては、初回の利用する日の1ヶ月前から1週間前までの間に館において一括して受付ける。」と改定しました。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>6 利便性について</p>		

<p>(1) 登録及び利用状況について</p> <p>登録者数については年々増加しているが、和歌山市民図書館条例施行規則第14条に規定されている利用券の有効期間5年を経過したものなどが多く含まれていると思料される。</p> <p>また、延貸出人数及び貸出冊数については、いずれも減少傾向にある。</p> <p>このような状況の下、市民ニーズを的確に把握し、地域の特色を踏まえたサービスの充実を図り、利用者の増加に努められたい。</p>	<p>平成18年度実施の利用者アンケートの結果をふまえ、平成19年4月1日から貸出制限数を従来の5資料から10資料とし、貸出数は増加傾向にあります。今後も行政をはじめ関係団体、組織を通じて図書館の利用を啓発するとともに、正確な判断・迅速な処理・丁寧な対応を徹底するなどサービス向上に努め、利用者に気持ちよく利用していただくことにより、地域における図書館利用の輪が広がっていくよう、着実な活動を続けてまいります。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>(2) 開館日と開館時間について</p> <p>気軽に利用できる親しみやすい市民図書館を目指して、平成17年4月4日から月曜日から木曜日まで市民図書館の開館時間を午後8時まで延長して利便性の向上に努めているところであるが、延貸出人数は年々減少傾向にある。</p> <p>今後、この減少の要因について調査するとともに、開館時間及び開館日については、市民ニーズを把握し開館時間延長のPRを推進するとともに、さらに利便性の向上を図られるよう検討されたい。</p>	<p>開館時間については、利用者に浸透しているものと思われませんが、今一度PRに努めます。平成19年度は、開館時間や休館日等の利用案内を載せた「図書館カレンダー（カード形式）」を作成・配布しました。午後6時から8時にかけての夜間における貸出人数が伸び悩んでいる原因につきましては、主に夜間に利用すると考えられる市民のニーズに対応した資料やサービスについて研究し、開館時間について市民にPRしてまいります。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>(3) 資料の貸出予約について</p> <p>平成16年3月から市民図書館ホームページからの予約が可能となっているが、この方法で予約するには初めて市民図書館又は東部・河南・河北・中央コミュニティセンターの各図書室においてパスワードの登録・取得手続きが必要であるため、利用者の利便性がより一層向上するような方法を検討されたい。</p>	<p>ホームページからの予約には、利用者本人のみが知るパスワードを使用します。そのため、利用意思の確認と成りすましなどの悪用を防ぐため、初期パスワード発行時には利用者本人に来館いただいています。ネット上でのパスワード発行については、個人情報情報がネット上に流れるため、セキュリティ確保に万全を期するためのシステム構築などが必要であり、次期コンピュータシステムで研究してまいります。</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>(4) 図書の返却について</p> <p>市民図書館、東部・河南・河北・中央コミュニティセンターの各図書室、支所等合わせて46か所で返却が可能で利便性が図られているが、コミュニティセンター図書室及び支所等へ返却された図書は、貸出しが可能となるまで期間を要するため、より効率的な回収方法等を検討されたい。</p>	<p>平成19年度はコミュニティセンター図書室からは週に2回の物流便があり、量が多い場合などは随時物流を行っています。また、支所・連絡所等に設置している返却箱からの資料の回収は、平成17年度から週に1回行っています。返却された資料が貸出可能となるまで数日を要し不便をかけているところですが、今後も効率的な返却方法を考えてまいります。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>
<p>(5) 移動図書館について</p> <p>ア 移動図書館は、主に小学生を対象として運営しているが、対象者の拡充やステーションポイント（駐車場所）を再検討するなど、より一層効率的な運用を図られたい。</p> <p>また、移動図書館の利用方法については、和歌山市民図書館条例施行規則第19条において「自動車文庫の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別</p>	<p>巡回ステーションポイントについて見直しを行い、平成19年4月1日から一部変更しました。また、「和歌山市民図書館自動車文庫の利用に関する要綱」を平成19年4月1日、整えました。</p> <p>[措置年度：平成19年度]</p>	<p>教育委員会 生涯学習部 市民図書館</p>

	に定める。」と規定されているが、要綱等の整備がなされていないので、早急に整備されたい。		
	イ 移動図書館の業務委託契約について、仕様書等の記述が一部不明確なものが見受けられたので、今後注意されたい。	平成19年度の契約書及び仕様書の内容につき見直しを行い、変更しました。 [措置年度：平成19年度]	教育委員会 生涯学習部 市民図書館
(6)	利用者に応じたサービスについて ア 外国人へのサービスについて、外国語図書の所蔵がない状況であるので、国際化に対応するためにも国際交流関係資料の収集や提供等、外国人に対するサービスの向上に努められたい。	今後は随時外国語の資料を収集し、類縁機関を紹介するなどサービス向上に努めてまいります。	教育委員会 生涯学習部 市民図書館
	イ 身体障害者へのサービスについて、平成17年4月から「和歌山市民図書館郵送貸出し実施要領」に基づき郵送貸出しのサービスを開始しているが、利用実績がない状況であるので、その原因を調査し、制度の有効活用を図られたい。	来館が困難で代理で借りに行ける人がいない方は郵送貸出しの利用が効果的ですが、制度の仕組みや利用方法をさらにPRし、利用の促進を図ります。 [措置年度：平成19年度]	教育委員会 生涯学習部 市民図書館
	ウ 高齢者へのサービスについて、大活字本の購入、老眼鏡、拡大鏡の設置等を行っているが、来館が困難な高齢者へのサービスの拡充についても検討されたい。	市民図書館から離れた地域の利用者へのサービスとして移動図書館が巡回していますが、来館が困難な方々への貸出し方法について検討してまいります。 [措置年度：平成19年度]	教育委員会 生涯学習部 市民図書館
(7)	駐車場について 市民図書館専用の駐車場が整備されていないことから、車での来館者は和歌山市民会館の駐車場を利用している状況であるので、利便性の向上のため駐車場の確保について検討されたい。	市民図書館周辺に遊休地等がなく、新たに市民図書館利用者専用の駐車場を設置するための用地がない状況です。また、隣接する市民会館駐車場は、市民会館だけではなく、市立博物館や市民図書館等を利用する多くの市民の方々に利用していただいているため、ここに市民図書館利用者専用の無料駐車領域を確保することは困難です。	教育委員会 生涯学習部 市民図書館
7	広報等は効果的になされているか (1) 広報活動について 市報わかやま等の広報誌においては、移動図書館の巡回日程表や市民図書館行事開催の案内などを掲載している。また、市民図書館ホームページにおいては、利用案内や新刊情報などを掲載し広報活動に努めている。 今後は、新たな利用者の拡大を目指し、より一層市民図書館に対する関心を高めるような広報活動に努められたい。	平成19年度の広報活動は、「市報わかやま」への掲載のほか、「図書館だより」、「市民図書館からのお知らせ」（行事案内）の発行、館内掲示、ホームページへの掲載などです。今後も行政をはじめ関係する組織や団体に積極的に働きかけるなど、更なる広報活動に努めます。 [措置年度：平成19年度]	教育委員会 生涯学習部 市民図書館